

1 目的

このガイドラインは、高等学校、大学その他の教育機関の生徒・学生が行う探究活動、研究活動等に伴うアンケート調査依頼について、本校における取扱いを定めることを目的とする。

2 基本方針

本校は教育的意義のある研究活動に協力することを基本とする。

ただし、

- 生徒の学習活動への影響
- 個人情報の保護
- 教職員の業務負担
- 調査内容の適切性

を総合的に勘案し、協力の可否を判断する。

3 受入れの条件

次の条件をすべて満たす場合に限り、協力を検討する。

(1) 教育的意義があること

次のいずれかに該当すること。

- 学校教育に関する研究
 - 地域課題の解決に関する研究
 - 児童生徒の福祉向上に関する研究
 - 公益性が認められる研究
-

(2) 研究責任者が明確であること

以下のいずれかによる依頼であること。

- 高等学校（各種専門学校を含む）
- 大学（専門大学を含む）
- 公的研究機関

かつ、

- 指導教員・教官名
- 学校名
- 連絡先

が明示されていること。

(3) 個人情報を収集しないこと

原則として、

- 氏名
- 住所
- 電話番号
- メールアドレス
- SNS アカウント

等を収集しないこと。

(4) 回答が任意であること

回答者が自由意思で参加でき、

- 不参加による不利益がないこと
- 途中で回答を中止できること

を明記すること。

4 協力できない調査

次に該当する場合は協力しない。

(1) 生徒の安全や権利を損なうおそれがあるもの

- 個人情報の収集
 - プライバシーに関する質問
 - 心理的負担を与える質問
-

(2) 営利目的のもの

- 商品開発
- マーケティング調査
- 販売促進活動

を主な目的とするもの

(3) 政治・宗教に関するもの

- 政党支持
- 選挙活動
- 宗教勧誘

につながるもの

(4) 教育活動への支障が大きいもの

- 回答時間が長いもの
 - 実施期間が短すぎるもの
 - 大人数への一斉回答を求めるもの
-

(5) 研究計画が不十分なもの

- 目的が不明確（例：仮説が立てられていない研究）
 - 指導教員の確認がない
 - 結果の利用方法が不明（例：情報の取り扱いの範囲が不透明な研究）
-

5 申請手続

依頼者は実施希望日の2週間前までに以下を提出する。

- 研究計画書
 - アンケート用紙（または URL）
 - 指導教員による確認書
 - 個人情報の取扱いに関する説明資料
-

6 校内での審査

協力の可否は校長が判断する。

必要に応じて、

- 教頭
- 各主任主事
- 情報化推進教員

の意見を聴取する。

7 実施方法

協力を認める場合も、原則として

- 学級単位での強制実施は行わない
- 回答は希望者のみとする
- 回答時間は授業時間外を原則とする

ものとする。

8 その他

本校は調査への協力を保証するものではなく、教育活動への影響その他の事情により協力を見送ることがある。